



# 市町村建設計画、 窓口業務の取扱いなどを審議

十一月二十六日、第五回合併協議会が開かれました。

今回は、「市町村建設計画に関する件」「住民サービス窓口業務の取扱いに関する件」など五つの案件が提出され、「このうち三議案を可決、「特別職の職員の取扱いに関する件」など二議案を継続審議としました。

## 新市の まちづくり計画を 提示しました

平成十七年の一月十一日の合併  
に向け協議を進めている秋田市、

河辺町、雄和町。

合併後のまちづくりの基本方針となる「市町村建設計画」は、両町の総合発展計画を引き継ぎながら、第十次秋田市総合計画を土台として策定します。

計画の名称は(仮称)「緑あふれる新県都プラン」。計画の素案は、第三回合併協議会で示され、具体的内容について引き続き審議を行ってきました。

今回の第五回合併協議会では、1 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち  
2 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち  
3 安心して健康にすこす助け合いのまち

4 可能性を伸ばし生きがいを持つ文化のまち  
5 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

という五つの将来都市像の実現に向けて展開していく各種施策の基本的方向などを示しました。

## 住民説明会での意見を 参考に修正

合併協議会では、この計画について今後さらに審議を続け、「しあわせ実感 緑の健康文化都市」をまちづくりの目標とした「緑あふれる新県都プラン(素案)」を年内に策定する予定です。

策定された計画は、来年一月から行われる市町合併に関する住民説明会で出される意見などを参考に、必要に応じて修正を加えていきます。

住民説明会の日程などは、広報などで随時お知らせします。



合併協議に関するご意見をお寄せください

秋田市合併推進局

tel(866)2785 ファクス(866)2795

市町合併ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/>



第5回合併協議会

# まちづくり計画の骨組み

具体的な内容は来年の広報でお知らせします

## 1 緑豊かなまち

環境と調和し快適に暮らす

恵まれた緑・水・田園といった自然環境や風土・歴史を活かしながら、県都にふさわしい都市機能の集積を促進します。

土地利用計画と都市計画の推進  
交通体系の整備  
道路網の整備  
市街地の開発整備  
住宅環境の整備

上・下水道の整備  
都市緑化の推進  
環境の保全と新エネルギーの活用  
資源循環システムの充実  
高度情報化への対応



住民票、印鑑証明の自動交付機(秋田市)



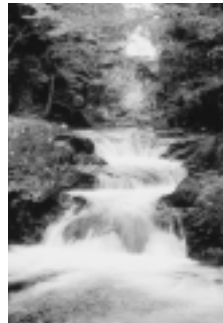
秋田空港(雄和町)

## 2 豊かで夢と希望を持って生きる

### 活力あるまち

地域の特色を活かした各種産業の発展や雇用の確保、創業の促進、固有の観光資源の有効活用をはかります。

商業・サービス業の振興  
貿易の振興  
工業の振興  
創業の促進と既存中小企業の支援  
雇用および労働福祉対策の推進  
観光・コンベンションの振興  
農林水産業の振興と市場流通システムの整備



伏伸の滝(河辺町)



国際ダリア園(雄和町)

## 3 安心して健康にすごす

### 助け合いのまち

社会福祉や保健衛生を充実し、救急・医療体制や消防力・防災体制の強化につとめます。

地域福祉の推進  
高齢者保健・福祉の充実  
障害者保健・福祉の充実  
母子保健・児童福祉の充実  
保健体制の充実  
衛生体制の充実  
医療・救急体制の充実  
社会保障の充実  
消防力と防災体制の強化  
安全・安心な暮らしへの支援



ふれあい元気教室(秋田市)

## 4 可能性を伸ばし生きがいを持てる

### 文化のまち

充実した学習活動や文化・スポーツ活動に親しめるよう、生涯学習の環境を整えます。

学校教育の充実  
高等教育の充実  
社会教育の充実  
生涯スポーツの推進  
市民文化の振興



健康・コミュニティまつり(河辺町)

## 5 自ら考え主体となって参加する

### 開かれたまち

市民自治意識の醸成や男女共生社会の充実、市民との情報交流の活性化により、市民と行政の新たなパートナーシップの構築をはかります。

市民活動の促進  
男女共生社会の充実  
市民との情報交流の充実  
姉妹都市等交流・平和活動の推進  
地方分権と地域連携の推進  
行政改革の推進と行政能力の強化



市民ミーティング(秋田市)



秋田市役所



河辺町役場

## 窓口サービスは 秋田市の制度に統一



住民サービス窓口業務については、合併時に秋田市の制度に統一します。

ただし、夜間、休日等における戸籍の届出・受付事務および火葬許可の取扱いについては、合併後も現行の各市町の制度をそれぞれ継続します。

また、雄和町が行っている霊柩車の運行については、平成18年度から廃止します。

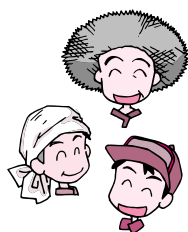


雄和町役場

### おもな住民サービス窓口業務の取扱い

項目	現行の取扱い			合併後の調整方針
	秋田市	河辺町	雄和町	
消費生活相談	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています	県の生活センターを紹介しています	消費生活についての相談、苦情の処理を行っています	合併時に秋田市の制度に統一します
火葬場	あり。火葬炉は7基(うち小型炉1基)	なし	あり。火葬炉は1基	合併時に秋田市の制度に統一します
墓地	墓地の設置数 平和公園 5,277基 南西墓地 556基	墓地の設置数 河辺町立墓地 594基 萱森墓地 40基	なし	合併時に秋田市の制度に統一します。ただし、萱森墓地は、合併時までに地元へ払い下げます
霊柩車	未実施	自宅から斎場までの霊柩車を使用した費用のうち35,000円を限度に補助金を交付しています	町民は無償で使用できます	河辺町の制度は、16年度末で廃止、雄和町の制度は、17年度末で廃止します
戸籍届出・受付	夜間、土日・祝日は守衛が戸籍届出書を受領します	夜間は戸籍届出用ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します	夜間の届出は、ポストで受けて、土日・祝日は日直が受領します	合併後も現行どおりとします
住民票の交付	請求に基づき、住民票の写しを交付します ・住民票は世帯票	請求に基づき、住民票の写しを交付します ・住民票は個人票	請求に基づき、住民票の写しを交付します ・住民票は個人票	合併時に秋田市の制度に統一し、現在の両町役場でも取り扱います

協議会で調整した住民サービス窓口業務は、このほかに40項目あります。



秋田市 3 選挙区 12人  
河辺町 1 選挙区 4人  
雄和町 2 選挙区 4人

選挙以外に、議会推薦、新あきた農業協同組合推薦、秋田中央農業共済組合推薦の委員がいます。

### 選挙区の区分け

合併後の選挙による委員の定数は二十人となります。

合併にともない委員の担当エリアも広域化することから複数の選挙区を設け、区分けにあたっては、地域性を考慮し、次のとおりとします。

河辺町選挙区は、平成十七年七月十九日までとします。

農業委員会の運営、委員の報酬などは合併時に秋田市の制度に統一します。

河辺町農業委員会および雄和町農業委員会を秋田市農業委員会に統合します。

## 選挙による 農業委員定数は20人

## 第6回 秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会

12月24日(水) 午後2時～  
秋田キャスルホテル

傍聴は自由です。直接会場へどうぞ。

### 議案

- ・市町村建設計画
- ・特別職の職員の取扱い
- ・議会議員の任期および定数の取扱い
- ・一部事務組合等の取扱い
- ・使用料、手数料等の取扱い
- ・補助金等の取扱い
- ・防災等関係事業の取扱い
- ・消防事業の取扱い

問い合わせ 合併推進局tel(866)2785



岩見三内コミュニティセンター(河辺町)

住民自治関係の事業の取扱いについては、合併時または合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一します。

ただし、2町のコミュニティセンター類似施設の管理は現行どおりとします。

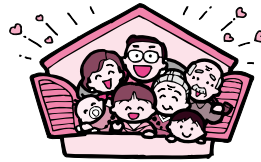
# コミュニティセンターの 管理は現行どおり

## コミュニティセンター

現在、コミュニティセンターは、秋田市に十六館、河辺町に一館あります。建設中の旭北地区コミュニティセンターは来年四月開館予定です。

設置地区は次のとおりです。  
設置地区

秋田市 旭川、飯島、榎山、寺内、東、勝平、南、外旭川、將軍野、茨島、泉、明德、大住、浜田、港北、八橋  
河辺町 岩見三内  
雄和町 なし



コミュニティセンターは、地域自治活動の拠点として、会議、スポーツ、文化交流などに利用されています。

合併にともない、岩見三内コミュニティセンターは、平成十七年度から秋田市の管理運営方法に統一されます。

また、両町の施設のうち、河辺町のふれあい交流館かわべ(ふれあいの基幹集落センター)は、合併後、コミュニティ施設として位置づけ、市が現行どおり管理を行うこととします。



ふれあい交流館かわべ(河辺町)

JR和田駅駅舎との複合施設。ふれあい交流室、観光情報ホール、ギャラリーなどがあります。



基幹集落センター(雄和町)

集会室、図書室などがあります。また、大正寺支所が併設されています。

## 今後の 合併協議会の予定

平成17年1月11日の合併に向け開催している合併協議会の今後の日程です。いずれも傍聴は自由です。

また、来年1月から住民説明会も開催します。詳しくは随時広報でお知らせします。

協議会	予定日	協議項目(予定)
第7回	1月22日	福祉関連事業
第8回	2月23日	保健・衛生、ごみ処理、農林水産、商工関係事業など
第9回	3月	上・下水道、建設、都市整備・交通関係事業
第10回	4月	条例・規則等、組織および機構、学校教育事業など
第11回	5月	市町村建設計画などの最終調整
第12回	6月	調印式の概要説明と今後の予定
第13回	7月	調印式

協議項目によっては、複数回にわたって協議されるものがあります。